

とちぎソーシャルケアサービス従事者協議会だより

発行 とちぎソーシャルケアサービス従事者協議会
発行責任者 大友崇義

第13号

目次

- 1 ごあいさつ
- 2 2019年度
とちぎソーシャルケアサービス
従事者協議会 公開セミナー
- 5 第15回とちぎソーシャル
ケアサービス学会報告
- 6 とちぎソーシャルケアサービス
従事者協議会加盟団体



この広報誌は栃木県共同募金会の
助成により発行しております。



激動する社会変動に対応する 社会福祉専門職団体の覚悟

とちぎソーシャルケアサービス従事者協議会 代表 大友 崇義

とちぎソーシャルケアサービス従事者協議会は、来年度で20周年を迎えます。2000年10月に「とちぎ福祉プラザ」開設に伴い、県内の社会福祉専門職団体（ソーシャルワーカー協会、ホームヘルパー協議会、医療社会事業協会、社会福祉士会、介護福祉士会、精神保健福祉士会）の6団体が県に働きかけ、ソーシャルワーク共同事務所を開設し、2010年に本協議会に改組し、①公開セミナー、②学会、③広報誌発行等を通じ、県民福祉の向上、専門職の地位向上を目指し、社会的提案等を図ってきました。

今や21世紀の社会保障は、超少子高齢社会を背景として、「共生社会」の実現を図り、「全世代型」の社会保障システム構築を目指し、すべての人々の生涯が安心して生活できるよう総合的な地域包括支援体制を確立するために、あらゆる人々、関係機関が連帯して、社会保障を「我が事」として取り組む時代となりました。

21世紀は、国境を越えたモノ、ヒト、カネ、情報、技術等のグローバル化の深化が著しく、世界の課題が、瞬時に身近な自分の住む地域社会に影響を与える時代

となりました。現在、猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症のパンデミックの大混乱が証左です。21世紀の天変地異は、単なる自然環境の変化ではなく、限りなく地球環境資源を食った「ツケ」というべく、貧困格差社会の進行、テロの多発、地球難民の増加、南北社会の緊張等を生みだし、ひいては地球環境破壊などの人工的な「危険社会」の深化と無縁ではないと考える必要があります。

アダム・スミスの自由を強調した経済学は、倫理を基盤とした学問でしたが、コントロールなき自由が一人歩きし、故なき偏見、差別、無知等を横行させ、戦前では、民族抹殺を、最近では多発テロ、日本では「相模原事件」で障害者大量殺人事件を引き起こしています。

今、日本は超少子高齢社会の真只中、「老老介護」が「認認介護」に、さらには「癌認介護」、はたまた「8050」、「ダブルケア」等の課題が顕在化し、各種虐待事件が相次ぎ、倫理なき社会は、無数の「不幸」を再生産する恐れがあります。

社会福祉専門職の倫理綱領は、世界連盟とリンクした「社会変革」がキーワードで、医師と並んで格調の高いもので、中央では、専門職団体、社会福祉専門職教育連盟、学会等が連帯してソーシャルケアサービス協議会（代表白澤政和）が組織され、本協議会もこれらの内外の組織と連携して、世界的な課題に真正面に向き合おうとしています。

来年度は、協議会20周年。これまでの歴史を踏まえ、視野はあくまでユニバーサルに、そして実践は、ローカルに、県民福祉の課題に真正面に向き合い、その解決に向けてさらなる限りなき前進を展開したいと考えています。

各構成団体
に関すること

福祉事業
に関すること

福祉いつでも何でも相談

TEL 028-600-1725



2019年度

とちぎソーシャルケアサービス従事者協議会 公開セミナー

1. 開催趣旨

「平成」から「令和」に幕開けし、「美しい調和」の趣旨を世界に発信した。超高齢社会を迎え、誰もが自分の意思に基づいた人生を豊かに生きられるよう全世代型の社会保障改革及び地域共生社会の実現は喫緊の課題である。

とちぎソーシャルケアサービス従事者協議会は、2000年10月に、約1,200名を会員とする6社会福祉専門職団体が共同事務所を構え、これまで公開セミナー、学会等を通して、社会福祉専門職団体のみならず、一般県民、当事者、行政機関、社会福祉法人等が取り組むべき課題を明らかにする情報の発信をしてきた。今回の公開セミナーでは、すべての人々が目指すべき社会保障・社会福祉の行方を明らかにし、社会福祉専門職団体、一般県民、当事者、行政機関、社会福祉法人等が連帯する方向を明らかにしたい。

2. プログラム

(1) 10:00 開会挨拶

総合司会 長谷川 友子 (栃木県医療社会事業協会 副会長)

とちぎソーシャルケアサービス従事者協議会代表 大友 崇義

栃木県保健福祉部 部長 森澤 隆 様

栃木県社会福祉協議会 常務理事 小林 敦雄 様

(2) 10:15~11:45 基調講演

「地域共生社会の実現に向けて何をなすべきか

～社会福祉専門職団体・当事者・社会福祉法人・自治体の連携を求めて～」

[講師] 白澤 政和 様 (国際医療福祉大学大学院教授)

(3) 11:45~12:00 講義 質疑応答

(4) 13:00~15:15 実践報告

[コーディネーター] 檜山 光治 様 (ソーシャルワーカー)

報告1 地方自治体の立場から

首長 正博 様 (栃木市保健福祉部地域包括ケア推進課長)

報告2 社会福祉法人の立場から

菊地 月香 様 (障害者支援施設光輝舎 施設長)

報告3 研究の立場から

小嶋 章吾 様 (国際医療福祉大学大学院教授)

寫末 憲子 様 (埼玉県立大学准教授)

(5) 15:15~ とちぎソーシャルケアサービス従事者の日宣言

稲見 聡 (栃木県精神保健福祉士会 会長)

(6) 15:25 閉会挨拶 岩原 真 (栃木県介護福祉士会 会長)

3. 基調講演

第19回の公開セミナーのテーマは、「地域共生社会の実現に向けて何をなすべきか」サブテーマを「社会福祉専門職団体・当事者・社会福祉法人・自治体の連携を求めて」を掲げ、白澤政和国際医療福祉大学大学院教授から、国の社会福祉政策と社会福祉専門職の実践の方向について分かりやすく解説いただきました。



基調講演 白澤政和 氏



講演会資料からの抜粋

地域包括ケアシステムや地域共生社会実現に向けての多職種による支援

- 第1は、個々の利用者ができる限り長く在宅生活が継続できるように支援すること＝個別支援
そのためには、「自立支援」と「家族支援」が重要となる
- 第2は、在宅生活を可能にする地域づくり活動に積極的に関与すること＝地域支援
地域包括支援センターを核にした「地域づくり」への関与

生活支援サービスの充実

- 市町村が中心となって、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援サービスを担う事業主体の支援体制の充実・強化を図る。
- 生活支援サービスを行う事業主体間のネットワークの構築、地域のニーズと地域資源のマッチングなどを行う生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置が始まった
- 地域活動を実際に動かしていく人材の配置⇒民生委員が認知症の人を見守る（虐待予防）活動、多くの団体や機関が協力してサロン活動の実施

地域包括ケアシステム構築の方法

- 適正なケアマネジメントの実施
- ケアマネジメントでの支援困難事例の検討（地域ケア個別会議）
- 支援困難事例から地域課題を抽出し、地域課題の解決に向けての検討（地域ケア推進会議）
- 多様な機関や団体が地域活動を実施する（まちづくり）

地域共生社会での支援の目標

- ①ワンストップでの対応
- ②利用者の権利擁護
- ③利用者の意欲を引き出す支援
- ④チームアプローチの推進
- ⑤介護離職の解消
- ⑥不要なサービス利用の排除
- ⑦災害時の緊急対応
- ⑧介護リスクの予見と回避
- ⑨まちづくりへの貢献
- ⑩社会保障財源の抑制

4. 実践報告

実践報告は、セミナーのテーマに関する自治体と社会福祉法人の実践と、本協議会の構成員による研究結果を発表いただきました。

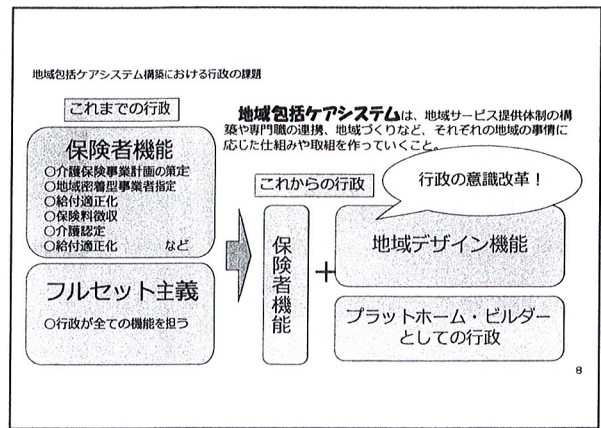
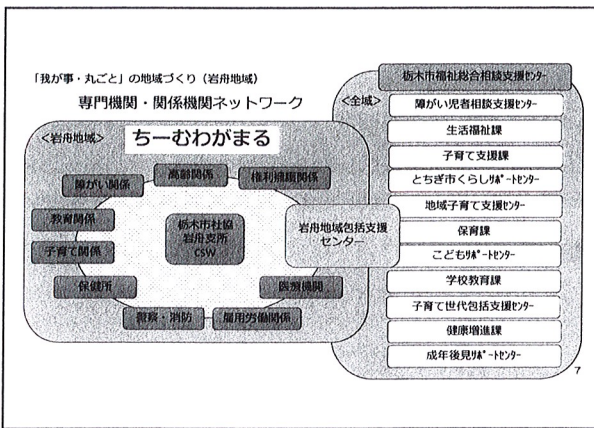
その1つは、栃木市の首長正博地域包括ケア推進課長の「地域包括支援体制」の構築に関する3年間の国庫補助モデル事業を導入し、先駆的な自治体の取り組みの実践例でした。

その2つ目は、社会福祉法人同愛会の菊地月香障害者支援施設長の「0歳から100歳を対象とした」社会福祉法人による地域共生社会実現のための実践報告でした。

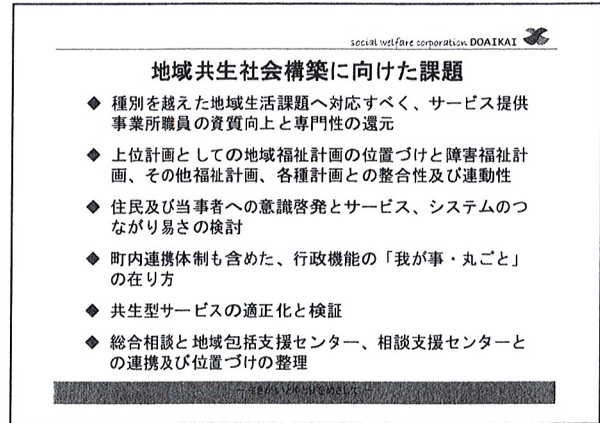
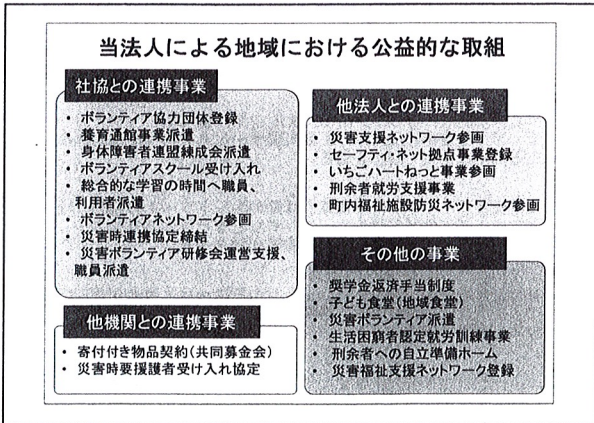
その3つ目は、本協議会の運営委員でもある小嶋章吾国際医療福祉大学大学院教授と本協議会企画委員の髙末憲子埼玉県立大学准教授の生活支援記録法（F-SOAI P）の開発の研究成果の報告でした。



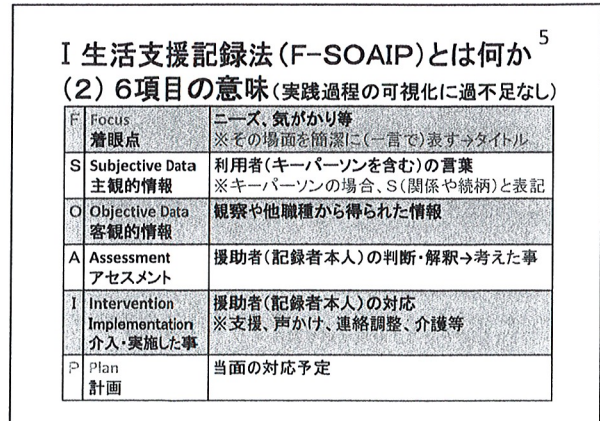
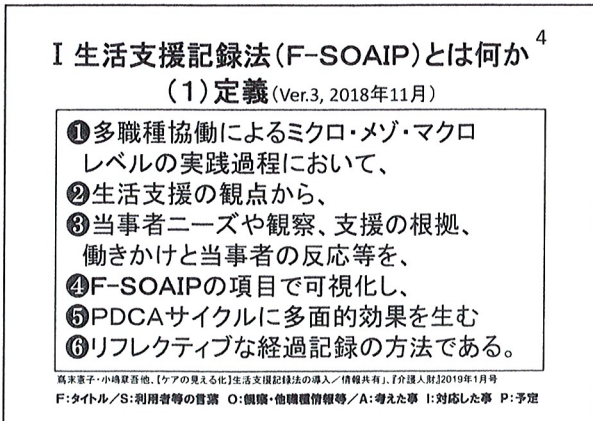
報告会資料からの抜粋 ○地方自治体の取り組み



○社会福祉法人の取り組み



○生活支援記録法の開発



とちぎソーシャルケアサービス学会は中止になりました

新型コロナウイルス感染症に配慮し、2月29日開催予定でした学会は、中止となりました。参加予定でした方々には、ご理解のほどお願いいたします。

今回のテーマは、「ACP (アドバンス・ケア・プランニング) とは何か?」—当事者の意思決定支援の在り方及びその実現のための生活支援記録法—でした。当日の資料は、基調講演及び実践報告の資料として作成したものです。この資料に関しては、1部500円で販売します。購入の問い合わせ等は、当事務局までお願いします。



併せて、学会のコーディネーターでした鳶末憲子委員、小嶋章吾委員の両氏が、生活支援記録法の著書を出版されました。当協議会で、限定販売の取り扱いをしますので、購入の問い合わせ等は、事務局までお願いします。

特別価格 2,400円

(消費税不要)

講演会資料からの抜粋

アドバンスケアプランニング 神戸大学パンフレットによる説明

アドバンスケアプランニングとは?

万が一のときに備えて、あなたの大切にしていることや望み、どのような医療やケアを望んでいるかについて、自分自身で考えたり、あなたの信頼する人たちと話し合ったりすることを「アドバンスケアプランニング」といいます。

これらの話し合いは、もしもの時にあなたの信頼する人があなたの代わりに治療やケアについて難しい決断をする場合に重要な助けになります。

あなたにはこのような前持った話し合いは必要ないのかもしれない。

でも話し合いをしておけば、万が一あなたが自分の気持ちを話せなくなった時には、心の声を伝えることができるかけがえのないものになり、ご家族やご友人の心の負担は軽くなるでしょう。

生活支援記録法のメリット

1. 生きることを支える目的で作られている。
2. どんな職種でも利用しやすい。
3. 多職種協働の良いプラットフォーム
4. 伴走型支援に準じている。

生活支援記録法で用いる6項目

F: Focus	着眼点、ニーズ、気がかり ※要約を数語に表現、最後に記録
S: Subjective Data	主観的情報、利用者の言葉 ※キーパーソンは(英語)として記載
O: Objective Data	客観的情報、病歴、他職種からの情報や対応
A: Assessment	アセスメント、気づき、判断 ※何を考えた理由
I: Intervention	援助者(記述者本人)の対応、声掛け、介護
P: Plan	計画、当該の対応予定

▶ 「台風19号の被災者支援活動

昨年10月に発生した台風19号により、栃木県内でも甚大な被害を受けました。従事者協議会の加盟団体である、栃木県社会福祉士会、介護福祉士会、精神保健福祉士会では、被災者支援のため、栃木県や被災した市町から要請を受けて、支援体制を整えました。

社会福祉士会では、足利市内の地域包括支援センターへ会員を派遣しました。支援内容は、下記のとおりです。

当該地域の65歳以上独居高齢者及び75歳以上高齢者世帯の自宅を訪問し、今回の台風の影響、現在困っていることについて聞き取り調査を行いました。被災した方に対しては、体や心の健康相談ができる連絡先、「罹災証明書」発行の手続き、浸水家屋の消毒手順の冊子、ボランティア派遣の受付窓口などの情報提

供を行いました。

今回は、緊急を要する事態であったため、県社会福祉士会内のメーリングリストを活用して会員に呼びかけました。また、行政機関からの依頼でしたが、緊急の予算措置が見込めないことから、ボランティア(無償)として協力をお願いしました。複数の会員の参加により、当初の見込みより、早めに活動を完了することができました。

今後も、災害発生による被災者支援には、対人サービスの専門性を持つ専門職の必要性が高まっていくと感じます。

● 概 要

とちぎソーシャルケアサービス従事者協議会（以下「協議会」という。）は、2000年10月に「とちぎソーシャルワーク共同事務所」として、とちぎ福祉プラザに事務所を設置しました。10周年を契機に「とちぎソーシャルケアサービス従事者協議会」に改組し、名称もソーシャルワークとケアワークの統合を目指す「ソーシャルケアサービス」としました。

協議会は、福祉関係者の専門性の向上や協働事業の推進を図り、県民福祉の向上を目的としています。

● 構成団体

一般社団法人栃木県社会福祉士会

[<http://www.tochigi-csw.org/>]

日本社会福祉士会では、2018年度厚労省社会福祉推進事業において「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き」を作成し、地域における体制整備に向けた取り組みを支援しております。栃木県においても成年後見制度を必要とする県民を支援するために「ばあとなあとちぎ」、行政機関の虐待対応を支援する「栃木県虐待対応センター」をはじめ、各会員が権利擁護のために活動を展開しています。

一般社団法人栃木県介護福祉士会

[<http://www.tochigi-careworker.com/>]

少子高齢化により、私たちの生活を支える社会保障制度のあり方も、公助・共助中心から自助・互助による新たな支え方に方向転換し、その担い手の創出が求められています。介護の中で中心的役割を担う、介護福祉士はより専門性を高めていくことが必要となってきています。栃木県介護福祉士会では今年度も、様々な研修の機会や情報提供を行っていきます。

栃木県医療社会事業協会

栃木県医療社会事業協会は、病院の医療ソーシャルワーカー、介護老人保健施設の支援相談員、地域包括支援センターの社会福祉士等、保健医療分野のソーシャルワーカーとしてのアイデンティティをもつ、総称して医療ソーシャルワーカーの専門職団体です。会員のなかには当事者団体も含まれています。現在約140人の会員で、初任者研修・中堅研修をはじめ、県内3ブロックごとに自主的な研修や交流を中心に活動しています。

栃木県精神保健福祉士会

近年、精神保健福祉士の働く場は、精神科病院や障害福祉サービス事業所のみならず、行政、教育機関、司法関係機関、児童福祉関係機関など拡大しており、その果たすべき役割も多岐にわたるようになりました。そのような中で、精神保健福祉士としてのアイデンティティを見失うことなく、多職種の皆さま方と協働できる専門職の育成に力を入れていきたいと考えております。

栃木県ホームヘルパー協議会

ホームヘルパーの自らの職務能力の向上と、ホームヘルパーの社会的地位の向上を図ることを目的として研修会を開催し、情報発信をしています。

(休会) 栃木県ソーシャルワーカー協会

とちぎソーシャルケアサービス従事者協議会

(とちぎソーシャルケアサービス共同事務所)

〒320-8508

宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ3階

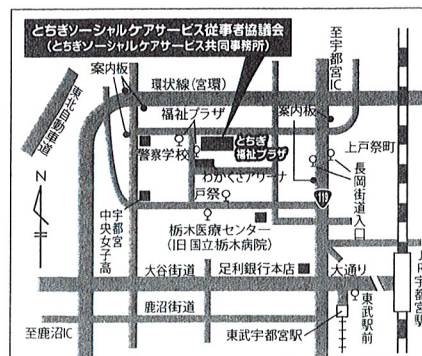
電話番号: 028-600-1725

FAX番号: 028-600-1730

電子メール: tacsw@minos.ocn.ne.jp

ホームページ: <https://tochigi-scs.com/>

利用時間: 月曜～金曜 9:00～16:00



令和2年3月発行